

事業承継

～後継者視点『あのときちゃんと引き継いでおけばよかった』～

事業承継は自社株式に代表される「経営権の承継」、事業用財産に代表される「財産の承継」もさることながら、そもそも会社の「事業(経営)の承継」が一番重要であることを理解することが大切です。「会社の経営」には、「社内・社外の隅々まで目配りや気配りを行き届かせ経営を行う」ことが必要であり、その承継に当たっては社長の背中を見せるばかりでは、一朝一夕に引き継げるものではありません。

1. どのような時に「後悔」が生まれるのか

経営判断の中には、定期的に生じないし、また頻度も少ないものがあります。このような経営判断は時として会社の命運を左右するような判断であることが、私共の経験上多いと思います。

たとえば、次のようなものが挙げられます。

- ・大型投資やそれに伴う多額の借財
- ・労働紛争
- ・エンドユーザー(顧客)の需要の大幅な変化
- ・市場条件の大幅な変化

先代の"背中"を見て、話を聞かされていた後継者であっても、いざ自身で決断することとは大きく違います。冒頭の「あの時・・・」の言葉を耳にします。

そこで事業承継の検討を開始したのであれば、次期経営者を中心とした布陣を想定し、現経営者が経営から退いた後を念頭に置きながら、「会社に残すべきもの」- 現経営者にしか分からない業務、将来の起こりうるリスクへの備え等- の棚卸を始めることが大変重要になります。

2. 承継に着手するタイミングはいつが良いか？

まず、「後継者ご自身で自社の経営資源や、戦略を見直し自らプランニングする」タイミングが挙げられます。自分で理解し、納得し、決断しなければならないという「逃げ場のない責任感」が「事業の承継」に本気で取り組むきっかけになるからです。

次に、「カリスマ性による経営からの脱却」

を目指すタイミングが挙げられるでしょう。カリスマや経営センスそのものを承継するのではなく、そのことが会社にとっていい影響をもたらしたものを、管理制度や評価制度の形で見える化し、新たに基準の形で残す大きな動機づけとなるからです。

更に「次期経営陣営づくり」を決意したタイミングが挙げられるでしょう。後継者自身だけでなく、後継者を支える対象者の決定が不退転の決意を生み、会社が一枚岩となるいいきっかけとなるからです。

3. 「事業の承継」に有効な「経営計画策定のプロセス」

冒頭でもお話ししたように、「事業の承継」は一朝一夕にできるものではなく、無理なく円滑に行うためには

- (1) 会社の存在意義、社会的使命をはっきりと固めること
- (2) 社内外の状況(ニーズ、競合、社内リソース等)の変化を踏まえながら、会社の方向性をはっきり定めること
- (3) その上で、重要なものから優先順位を決めて取り組んでいくこと

が必要となりますが、これらはまさに経営計画を策定することに他なりません。

それゆえ、中長期経営計画の策定のプロセス(会社の戦略の検討、アクションプランへの落とし込み、組織編成、等々)が応用可能であり、その枠組みの中で、「事業の承継」の検討が効果的であると言えるでしょう。

(みらいコンサルティンググループ)

中小法人に対する優遇税制について

中小法人に対しては、前回紹介した「中小企業投資促進税制」の他にも色々な優遇税制があります。今回、その主なものを紹介します。

◆優遇税制の適用対象となる中小法人とは

税務の世界での中小法人とは、基本的に資本金の額が1億円以下の法人をいいます。ただし、資本金の額が5億円以上の法人に100%保有されている子会社は除かれます。これは、100%子会社であればそもそも大法人と一体とみなすことが出来るので、税制面で優遇する必要がないだろうという考えによります。

◆主な法人税の税制優遇措置の内容

①軽減税率

中小法人は所得の一定額まで軽減税率の適用があります。

区分		平成27年4月1日以後 開始事業年度 (平成27年税制改正)	従来
中小法人	年800万円以下の所得	15.0% (変更なし)	15.0%
	年800万円超の所得	23.9%	25.5%
大法人			

②欠損金等の控除限度額の縮減の不適用

欠損金の繰越控除によって所得金額から差引くことのできる欠損金の額は、所得金額の80%（平成27年度税制改正により段階的に50%まで縮減されます。）が限度ですが、中小法人の場合には、所得金額の100%を差引くことができます。（変更なし）

③貸倒引当金の繰入れ

税法上で定められている繰入限度額の範囲内で貸倒引当金の繰入れを行うことができます。（大法人は平成27年4月1日以後開始する事業年度をもって貸倒引当金を繰入れることができなくなりました。）

④特定同族会社の特別税率(留保金課税)の不適用
特定同族会社（発行済株式の50%超を1株主グループに支配されている会社で一定の要件に該当する会社）に該当する場合には、内部留保をした一定の金額に法人税が課税されますが、中小法人はこの規定の適用対象外です。

⑤交際費等の損金算入制度における定額控除制度
中小法人は、「接待飲食費の額の50%相当額の損金算入」と「定額控除限度額（年800万円）までの損金算入」のいずれかを選択適用できます。（大法人は定額控除制度を適用できません。）

⑥欠損金の繰戻しによる還付制度

欠損が生じた場合には、前期に支払った法人税の額などのうち当期の欠損金額に対応する部分の還付を請求することができます。大法人は、この規定の適用対象外です。なお、還付請求が出来るのは国税である法人税のみであり、地方税である法人住民税や事業税では還付制度がありません。

◆最後に

平成27年税制改正案の検討過程では、中小法人でも大法人並みの多額の所得を得ている法人もあるなど、さまざまな実態があることから、資本金の額のみで一律に優遇措置を認めることの妥当性を含めて、中小法人課税の全般にわたった見直し検討が行われました。今回中小法人に対する抜本的な見直しは見送られましたが、今後の税制改正の動きには注意が必要です。

（みらいコンサルティンググループ）